

# インターライフホールディングス株式会社 定款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、インターライフホールディングス株式会社と称し、英文では INTERLIFE HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 建築の企画、デザイン、設計、監理および施工
- (2) インテリア資材の販売および室内装飾の施工
- (3) 家具および什器備品の設計、製造および販売
- (4) クリーン商品、備品、消耗品の販売およびレンタル
- (5) 建物内外の清掃請負および管理
- (6) 建物および空調設備機器等のメンテナンス業務
- (7) 自動販売機の賃貸借の仲介ならびに保守および点検の請負業務
- (8) 建物メンテナンスのフランチャイズシステムによる加盟店の募集および指導
- (9) 次の物品の輸出入および売買
  - ① 皮革製品および室内装飾品
  - ② 美術工芸品、時計、宝石、貴金属、玩具、文具、書籍、雑誌、楽器、スポーツ用品、家庭用電気製品、日用大工用品、園芸用品、肥料、飼料、土壌改良剤、自動車、自動車部品、自動車用品、自転車、事務用機器および古物品
  - ③ 食品、酒類、たばこ、塩および日用品雑貨
  - ④ 化粧品、医薬品、医薬部外品および医療用具
  - ⑤ 遊戯機器、遊技用電気機器、光学機械器具、健康器具、写真用機器、火災通報装置、産業廃棄物処理機器および食品加工機
- (10) 情報処理サービス業および情報提供サービス業ならびに電気通信事業、放送事業、広告業、出版業、映像、音響著作物の制作および販売業
- (11) 電気通信機器の販売、輸出入、製造、加工、取付工事およびメンテナンス業
- (12) 市場調査および各種マーケティングリサーチ
- (13) 各種イベントの企画、運営および実施
- (14) 不動産の売買、賃貸、管理および仲介
- (15) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (16) 労働者派遣事業
- (17) 有料職業紹介事業
- (18) 給与計算代行業務ならびに福利厚生事務および保険事務の請負業務
- (19) コンサルティング業

- (20) 総合リース業
  - (21) 金銭の貸付、債権の売買および金融業
  - (22) 有価証券等への投資および運用
  - (23) 古物の売買
  - (24) 企業の買収、合併、事業統合、業務提携、事業譲渡、資本参加、有価証券の譲渡等に関する調査、コンサルティング、仲介、斡旋
  - (25) 音響設備、照明・調光設備、吊物機構設備、映像設備、監視カメラシステム、VOD・ITネットワーク環境システムの販売、企画、設計、施工、保守、電気工事業、設備機材レンタル業
  - (26) 各種ソフトウェアの販売、企画、設計、保守
  - (27) 総務・経理・人事等間接業務の代行
  - (28) 管工事業
  - (29) 給排水、衛生設備工事業
  - (30) 消火設備工事業
  - (31) 生花・造花等の販売および販売取次業務
  - (32) 前各号に付帯または関連する一切の事業
2. 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、80,042,116 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (5) 次条に規定する単元未満株式の売渡しを請求する権利

(単元未満株式売渡請求)

第 10 条 当社の単元未満株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下、「買増し」という)を請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定めこれを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式および新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### (招 集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

#### (招集地)

第 15 条 当会社の株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集する。

#### (招集者および議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

#### (電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 20 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 21 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、9 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 22 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 23 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の終了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 24 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 25 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(執行役員)

第 26 条 当社は、取締役会の決議に基づき若干名の執行役員を置くことができる。

2. 執行役員は、取締役会の定めた方針に従い、取締役社長より委嘱された業務執行の一部を担当する。

(執行役員規程)

第 27 条 執行役員に関する事項は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める執行役員規程による。

(顧問および相談役)

第 28 条 取締役会は、その決議をもって顧問および相談役各若干名を置くことができる。

2. 顧問および相談役は、当社の業務に関し、取締役社長の諮問に応じるものとする。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において定める。

(取締役との責任限定契約)

第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役会の招集者および議長)

第 31 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第 32 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 33 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議)

第 34 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 35 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 36 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 37 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 38 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第 39 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ずに監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 40 条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 会計監査人

(選任および任期)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て取締役会の決議により定める。

(会計監査人との責任限定契約)

第 43 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 7 章 計 算

(剰余金の配当等の決定機関)

第 44 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(事業年度)

第 45 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 46 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月末日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

(附則)

1. 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

平成22年10月 5日 制定  
平成23年11月29日 改訂  
平成26年 5月28日 改訂  
平成27年 5月27日 改訂  
平成28年 5月26日 改訂  
平成29年 5月25日 改訂  
2022年 5月26日 改訂